１．障害者総合支援法

地域社会における共生の実現に向けて、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が、平成25年４月１日に施行されました。

①総合的な自立支援システムの全体像

自立支援給付（介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、自立支援医療、補装具）と地域生活支援事業により構成され、障害のある方を総合的に支援します。

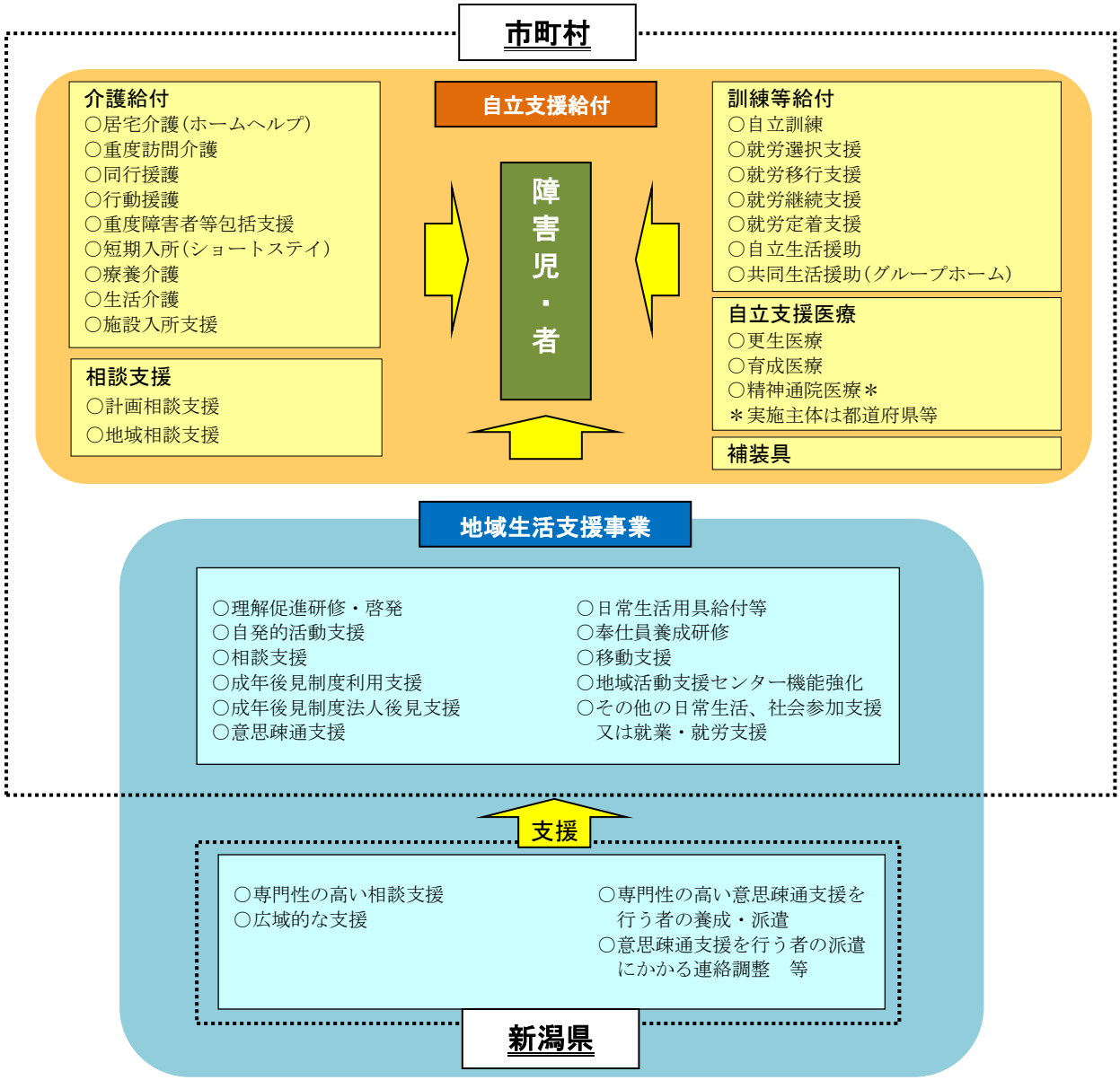

②福祉サービスの体系

サービスは、個々の障害のある方の障害程度や勘案事項を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」「地域相談支援」と、市町村が、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」には、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ、利用の際の手順が異なります。

※サービスには期限があるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新(延長)が一定程度、可能となります。

【福祉サービスの体系】

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴介護や食事の用意等身の回りの支援を行います
	重度訪問介護	ホームヘルパーが身体に重い障害のある方等の自宅を訪問し、日常生活や、外出時における移動などの支援を総合的に行います
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供や、外出時の支援を行います
	行動援護	判断能力等に重い障害のある方が、外出時等安心して活動できるように必要な支援を行います
	重度障害者等包括支援	重い障害があり介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを組み合わせた包括的な支援を行います
	短期入所（ショートステイ）	家族に用事があるときなど、施設に短期間宿泊させ、日常生活上必要な支援を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理等含め日常生活上必要な支援を行います
	生活介護	常時介護を必要とする方に、昼間、日常生活上必要な支援を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）	施設に入所する方に、夜間や休日、日常生活上必要な支援を行います
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労選択支援	就労に関する適性、知識及び能力の評価、意向等の整理（アセスメント）を行い、関係機関との連絡調整等の支援を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援（Ａ型＝雇用型、Ｂ型）	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労定着支援	一般企業等に新たに雇用された方に、雇用に伴い生じる各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います
	自立生活援助	定期的な居宅訪問により、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整等の支援を行います
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴介護や食事の用意等身の回りの支援を行います
地域生活支援事業	移動支援	安心して移動できるよう、外出時の支援を行います
	地域活動支援センター	日中活動の支援として、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	福祉ホーム	住居を必要としている方に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活上必要な支援を行います

【日中活動と住まいの場の組み合わせ】

入所施設のサービスを、昼のサービス(日中活動事業)と夜のサービス(居住支援事業)に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

サービスを利用する際には、利用者一人ひとりの個別支援計画が作成され、利用目的にかなったサービスが提供されます。

③地域生活支援事業

市町村及び県は、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて事業の詳細を決定し、計画的な取り組みを行い、障害福祉サービス等と組み合わせて障害のある人を支援します。

なお、対象者、利用料など事業内容の詳細については、市町村により異なりますので、市町村窓口にお尋ねください。

【市町村事業】

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人等に対する社会的障壁を除去するため、地域住民に障害者等への理解を深める研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	障害のある人、その家族、地域住民などが自発的に行う活動に対する支援を行います。
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。 また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者又は精神障害者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合、必要となる経費の一部を補助します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を支援するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
奉仕員養成研修事業	手話奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に対して、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
任意事業	市町村の判断により、自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業を行います。 例：訪問入浴サービス、日中一時支援、社会参加支援　等

【県事業】

事業名	内容
専門性の高い相談支援事業	発達障害、高次脳機能障害など専門性の高い障害について、相談に応じ、必要な情報提供等を行います。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障害により意思疎通を図ることに支障がある人の社会参加を図るために、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を養成します。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	特に専門性の高い意思疎通支援を行う人を派遣する体制を整備し、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を行います。
意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整体制を整備することにより、広域的な派遣を円滑に実施します。
広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業や精神障害者地域生活支援広域調整等事業など市町村域を超えて広域的な支援が必要な事業を行います。
任意事業 （研修事業を含む。）	都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。　例：サービス相談支援者・指導者育成支援、日常生活支援、社会参加支援、権利擁護支援、就業・就労支援等

④相談窓口

市町村の障害保健福祉担当課及び相談支援事業者
（所在地等は【資料編】１、４及び14を参照）

【県内の指定事業者名簿については、下記のホームページで確認できます】
　新潟県ホームページ　https://www.pref.niigata.lg.jp/
（「指定事業者名簿」で検索してください）

⑤サービス利用の手続き

障害福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、
①障害者の心身の状況（障害支援区分）
②社会活動や介護者、居住等の状況
③サービスの利用意向
④訓練・就労に関する評価
を把握し、その上で、支給決定を行います。

１【情報収集・相談】
　利用者は市町村の障害保健福祉担当窓口もしくは相談支援事業者に、どのようなサービスを利用したらよいか相談します。

２【申請】＊児童の場合は保護者が申請します。
　利用したいサービスが決まったら、市町村に支給申請します。その際、利用者負担額の認定のため、所得や課税状況等を確認する場合があります。日を改めて認定調査員が調査を実施します。

３【障害支援区分認定】
　介護給付の申請に対し、障害支援区分認定調査結果についてコンピューターによる一次判定、審査会による二次判定を行います。
　市町村は審査会の結果に基づき、障害支援区分を認定し、申請者へ通知します。

４【サービス等利用計画案の提出】
　指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画案を市町村へ提出します。

５【支給決定】
　障害支援区分、社会活動や介護者、居住等の状況及びサービス利用意向等を勘案して、サービスの支給と利用者負担額を決定し、申請者に通知します。
　決定に不服がある場合は、県へ申立ができます。

６【サービス利用契約】
　サービス等利用計画に基づき、事業所・施設に受給者証を提示し、サービス内容を確認した上で、利用に関する契約を結びます。

７【サービス利用】＊サービス提供事業所･施設にはサービス利用の苦情解決の窓口が設けられています。
　契約に基づいてサービスを利用します。

８【支払い】
　サービスを利用したら、利用者負担額を事業所･施設に直接支払います。
　サービス利用にかかった費用から利用者負担額を除いた額を、市町村が利用者に代わって事業所・施設へ支払います。

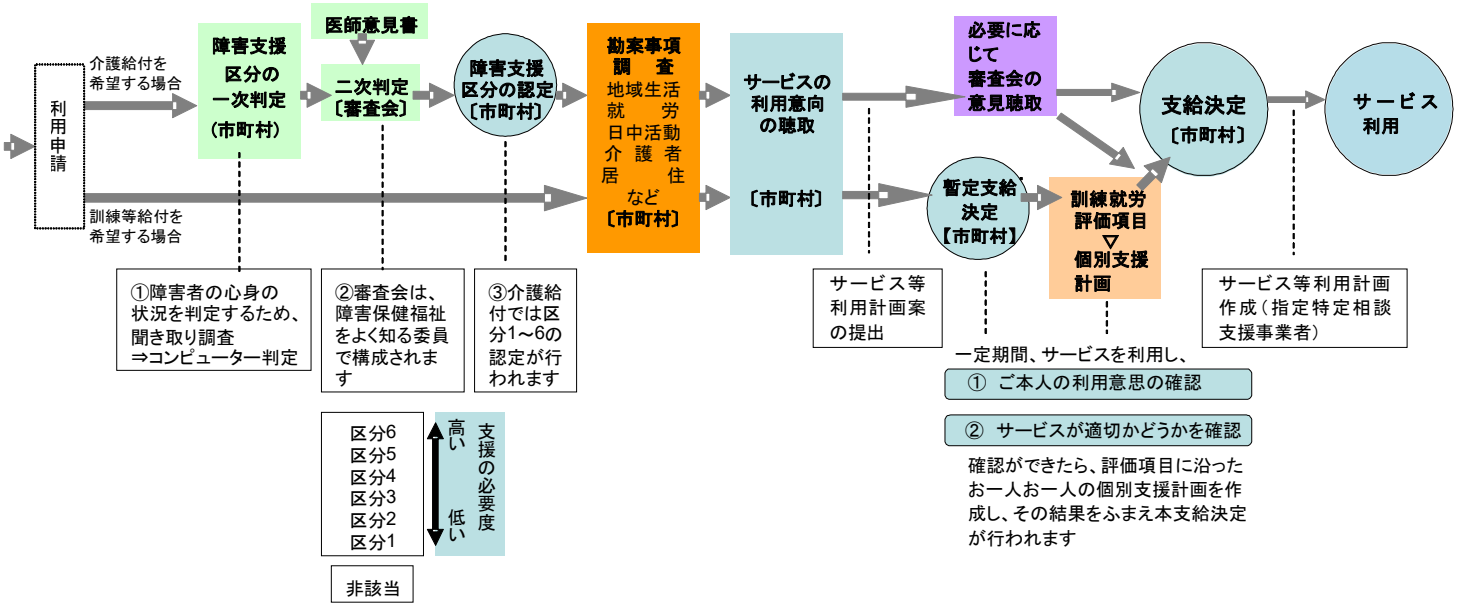

⑥サービス等利用計画作成

○支援内容

障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、指定特定相談支援事業者等の相談支援専門員がサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにサービスの利用状況を確認し、計画の見直し（モニタリング）を行います。

○利用できる人

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者

障害福祉サービスを利用するすべての障害児

○利用手続き・費用負担

申請はお住まいの市町村障害保健福祉担当課です。

利用者負担はありません。

○実施事業所

巻末の「相談支援事業者」一覧をご覧ください。

直近の情報は県ホームページ、福祉医療機構（WAM NET）のホームページ又は市町村窓口で指定事業者を確認してください。

○窓口

市町村障害保健福祉担当課（所在地等は【資料編】１及び４を参照）

⑦利用者負担

利用者負担は、障害者総合支援法において、負担能力に応じた利用者負担とされることが明確化されました。利用者負担額の算定については、３障害共通した仕組みとなっています。

■利用者負担に関する軽減措置

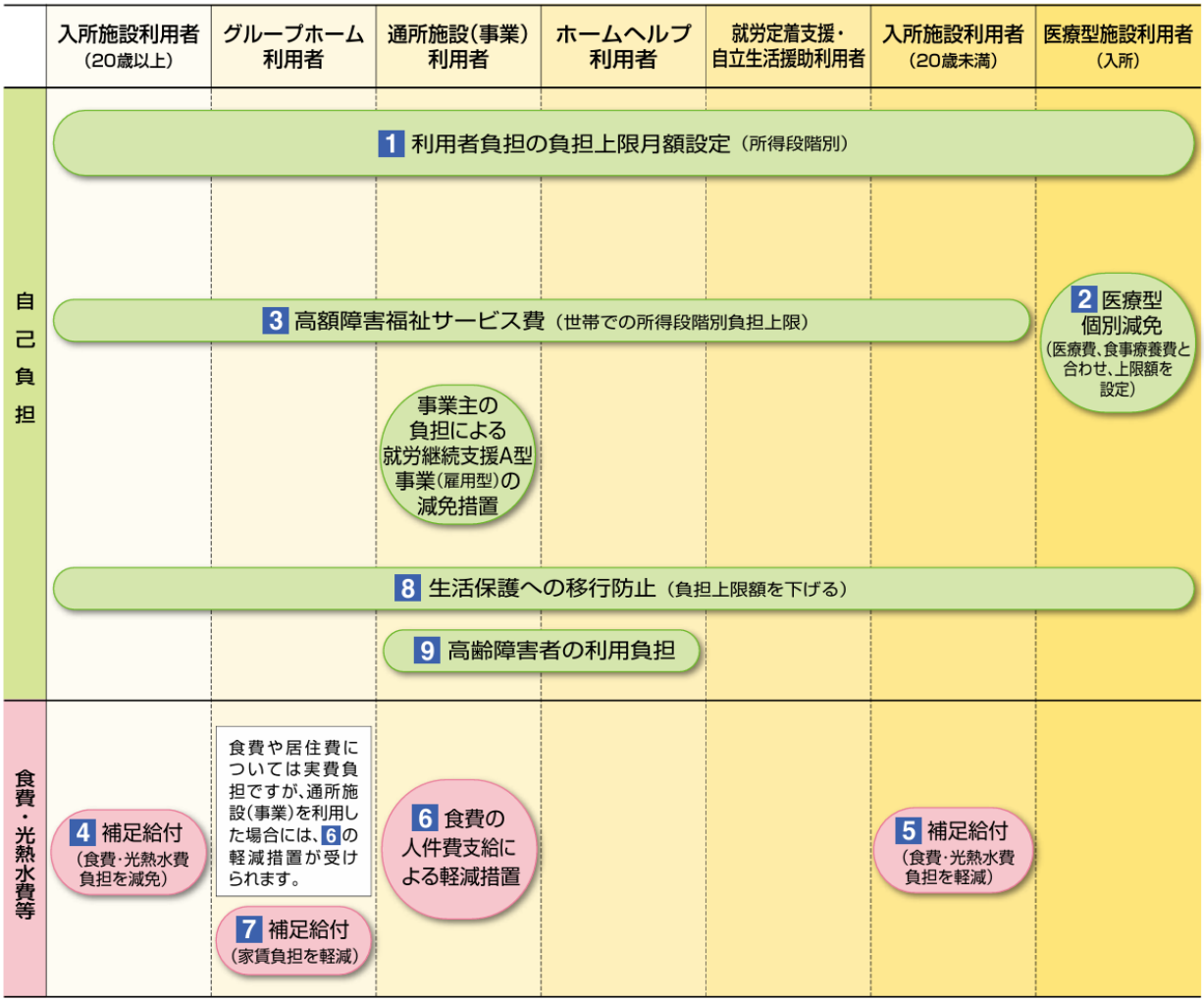

※次からの項目はこの表の１から９（番号）の説明です。

1　利用者負担の負担上限月額の設定

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の４区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

ただし、食費や光熱水費は原則自己負担となります。

○障害者の利用者負担

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	０円
低所得	市町村民税非課税世帯（注1）	０円
一般１	市町村民税課税世帯（所得割16万円（注2）未満） ＊入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます（注3）	９，３００円
一般２	上記以外	３７，２００円

（注1）３人世帯以上で障害基礎年金１級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。
（注2）収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。
（注3）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般２」となります。

○所得を判断する際の世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 （施設に入所する18、19歳を除く）	障害のある方とその配偶者

２　医療型個別減免

療養介護を利用する方は、従前の福祉部分負担相当額と医療費、食事療養費を合算して、上限額を設定します。

また、20歳以上の入所者で、市町村民税非課税世帯の方は、少なくとも25,000円が手元に残るように、利用者負担が減免されます。

〇20歳以上施設入所者等の医療型個別減免

【例】療養介護利用者(平均事業費:福祉22.9万円、医療41.4万円)、障害基礎年金１級受給者の場合

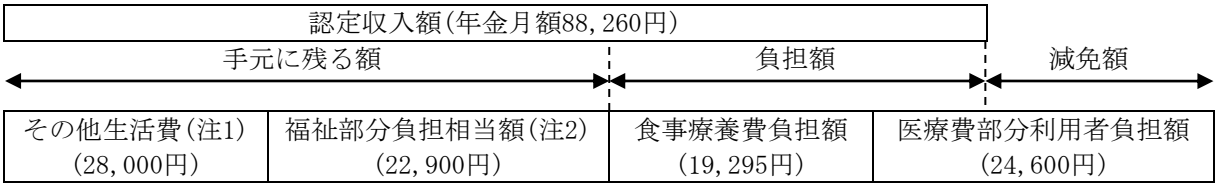

(注1)その他の生活費

① 障害基礎年金１級受給者、60～64歳の方、65歳以上で療養介護を利用する方は、28,000円

② ①に該当しない方は、25,000円

(注2)計算上は、事業費(福祉)の１割とする。

３　高額障害福祉サービス費（世帯単位の軽減措置）

世帯での合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。

- 障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険の負担額及び補装具に係る負担額を含む）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます（償還払いの方法によります）。
- 障害児が障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス等給付費等が支給されます（償還払いの方法によります）。※世帯に障害児が複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるように軽減します。

４・５・６・７　食費、光熱水費、家賃等の軽減

【入所施設の場合】

入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、55,500円を限度として施設ごとに額が設定されることになりますが、20歳以上で入所施設を利用する場合、市町村民税非課税世帯の方に対する給付については、費用の基準額を55,500円として設定し、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付が行われます。

20歳未満で入所施設を利用する場合は、地域で子どもを養育する世帯と同様の負担(その他生活費

25,000円を含めて低所得世帯・一般１は50,000円、一般２は79,000円)となるように補足給付が行われます。さらに18歳未満又は18歳以上23歳未満で障害児入所施設を利用する場合には、9,000円が加算されます。

【通所施設等の場合】

生活保護、低所得世帯及び一般１(所得割16万円未満)の方については、食費のうち食材料費のみの負担となります。

＊食材料費は施設ごとに額が設定されます。

【グループホームの場合】

グループホームを利用する際の家賃について、生活保護・市町村民税非課税世帯の方を対象に、１人あたり月額１万円を上限に補足給付が行われます。

８　生活保護への移行防止

上記１から７のような負担軽減策を講じても、自己負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで自己負担の負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げます。

９　高齢障害者の利用者負担

障害福祉サービスを利用してきた方が、65歳になり介護保険サービスに移行した際の利用者負担を軽減する仕組みが設けられています。

対象者は次の(１)から(４)の要件を全て満たす方です。

（１）　65歳に達する日前５年間にわたり、介護保険サービスに相当する障害福祉サービス（※１）の支給決定を受けていたこと。

※ただし、65歳に達する日前５年間において、入院その他やむを得ない事由により介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けなかった期間がある場合において、その期間以外の期間において、介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたときは、当該要件を満たすものとされています。

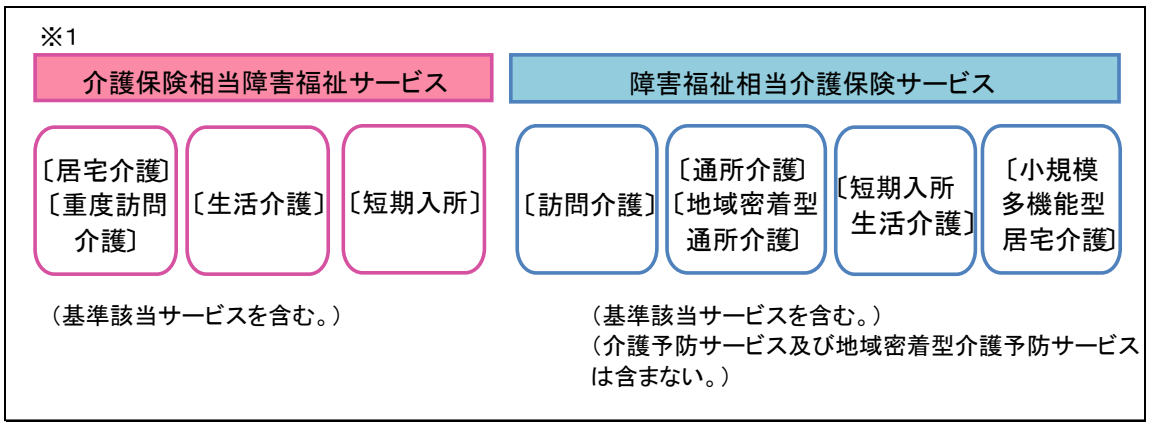

※65歳までの５年間にわたり「介護保険相当障害福祉サービス」を利用して（＝支給決定を受けて）いた者が、65歳以降にこれに対応する「相当介護保険サービス」以外の「相当介護保険サービス」を利用した場合にも利用者負担を軽減。

（２）　65歳に達する日の前日において「低所得」又は「生活保護」に該当し、65歳以降に利用者負担の軽減の申請をする際にも「低所得」又は「生活保護」に該当すること。

（３）　65歳に達する日の前日において障害支援区分２以上であったこと。

（４）　65歳まで介護保険サービスを利用してこなかったこと。

参考　～　あなたの利用者負担はこうなります

【例１】障害者支援施設（生活介護＋施設入所支援）を利用している場合（20歳以上）

生活介護サービス費＋施設入所支援サービス費　350,000円

区分	生活保護	低所得 障害基礎年金２級 受給者(月額70,608円)	低所得 障害基礎年金１級 受給者(月額88,260円)	一般
サービス利用料	0円	0円	0円	35,000円
食費等実費負担 ▽ 補足給付後	55,500円 ▽ 0円	55,500円 ▽ 43,638円	55,500円 ▽ 49,464円	55,500円
合計負担額	0円	43,638円	49,464円	90,500円

＊収入が障害基礎年金のみである場合

【例２】グループホームと通所事業を利用している場合

グループホームのサービス費60,000円　　通所事業のサービス費150,000円

区分	生活保護	低所得 障害基礎年金２級 受給者(月額70,608円)	低所得 障害基礎年金１級 受給者(月額88,260円)	一般
サービス利用料	0円	0円	0円	21,000円

＊収入が障害基礎年金のみである場合

【例３】通所事業とホームヘルプを利用している場合

通所事業のサービス費　130,000円　　ホームヘルプのサービス費　150,000円

区分	生活保護	低所得 障害基礎年金２級 受給者(月額70,608円)	低所得 障害基礎年金１級 受給者(月額88,260円)	一般１	一般２
サービス 利用料	0円	0円	0円	9,300円	28,000 円
食費等 実費負担 ▽ 軽減後	11,660円 ▽ 5,060円	11,660円 ▽ 5,060円	11,660円 ▽ 5,060円	11,660円 ▽ 5,060円	11,660 円
合計負担額	5,060円	5,060円	5,060円	14,360円	39,660 円

＊収入が障害基礎年金のみである場合
＊実際の食材料費は施設により設定されます。

⑧自立支援医療

これまでの「育成医療」「更生医療」「精神通院医療費公費負担制度」は障害別に手続きや利用者負担の仕組みが異なった制度でしたが、「自立支援医療」として統一された制度になりました。

ただし、対象となる疾病の範囲はこれまでと同じです。（詳細は「11. 医療」を参照）

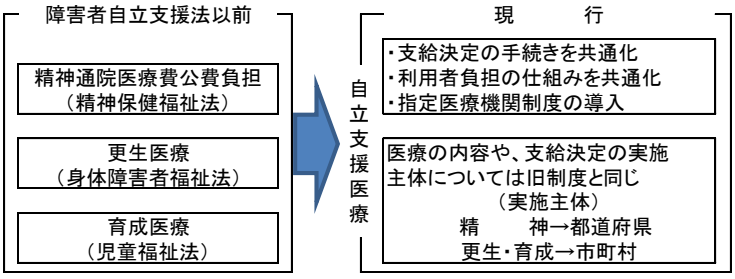

自立支援医療の利用者負担と軽減措置

基本は1割の定率負担ですが、低所得世帯の方だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額に医療費負担が生じる人々、（高額治療継続者〈いわゆる「重度かつ継続」〉）にも一月あたりの負担に上限額を設定する等の負担軽減策を講じています。

世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、受給者と同じ医療保険に加入する者としています。

「世帯」の所得に応じて利用者負担を決めるための所得区分を決定します。

入院時の食費（標準負担額相当）については、入院と通院の公平を図る観点から原則自己負担となります。

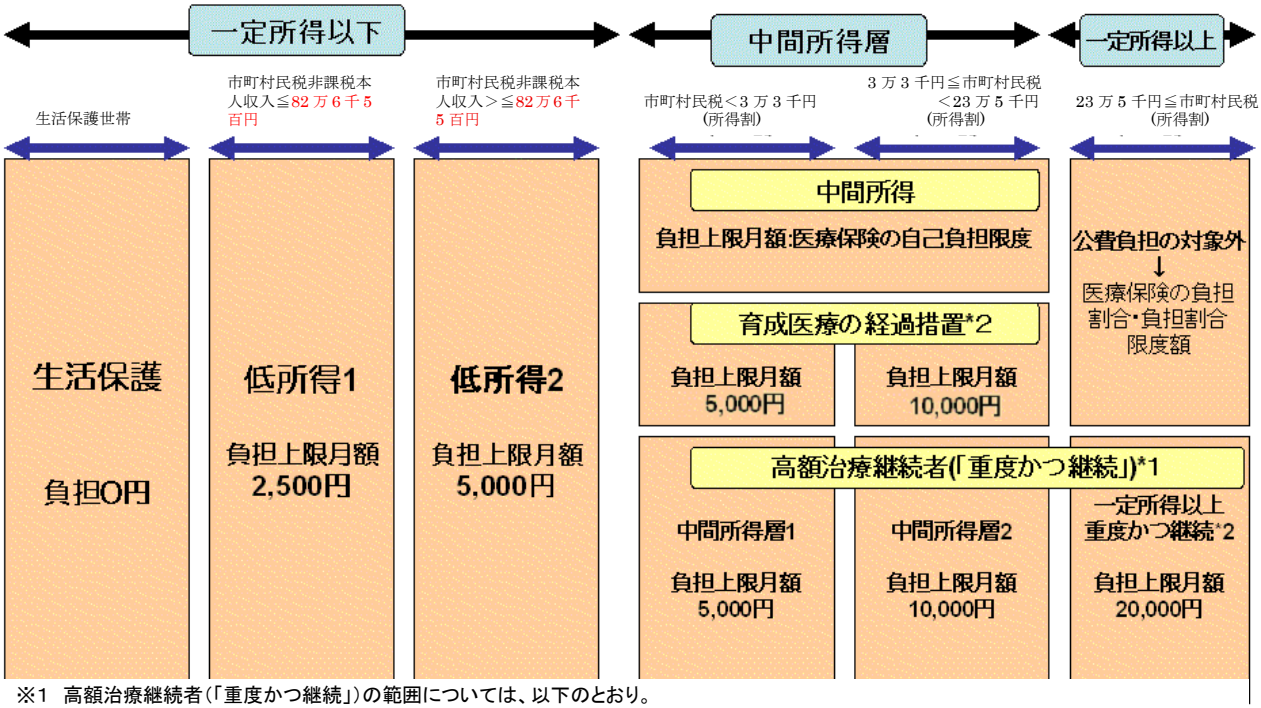

※1　高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲については、以下のとおり。

①疾病、症状等から対象となる者

更生医療・育成医療：腎臓機能障害、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）、小腸機能障害、免疫機能障害・心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)

精神通院医療：統合失調症、躁うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害（依存症等）の者又は集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者。

②疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者。医療保険多数該当者の者

※2　育成医療の経過措置及び「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の者に対する経過措置は延長

⑨補装具・日常生活用具

身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具（補装具）について、補装具費を支給します。障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具（日常生活用具）を給付又は貸与します。

補装具費の支給（貸与）

支給決定は、障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。利用者負担については**定率（1割）負担となります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。**

日常生活用具の給付（貸与） **〈市町村地域生活支援事業〉**

給付決定は、障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。
利用者負担は市町村が決定します。

⑩不服申立

認定された障害支援区分や支給決定について不服のある場合には、県に申し出ること（審査請求）ができます。

○手続

審査請求は、支給決定等があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に行う必要があります。また、審査請求は、代理人によることもできます。

○相談窓口

市町村障害福祉担当課
県福祉保健部障害福祉課

○審査請求書送付先

県福祉保健部障害福祉課（〒950-8570　新潟市中央区新光町4-1）